

◇臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 時間単位で取得する介護休暇及び介護時間の取得時間帯の制限を廃止することにしました。
- 2 この規則は、令和7年10月1日より施行することにしました。

(総務局人事部人事課)